Title	グローバリゼイション下のコミュニティの要にあるもの
Author(s)	牛津, 信忠
Citation	聖学院大学論叢, 16(1): 1-26
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=168
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

〈特集論文〉

グローバリゼイション下のコミュニティの要にあるもの

―― World Citizenshipの展開可能性（その２）――

牛　津　信　忠

The Crucial Points on Communities in the Process of Globalization

―― The Possibilities of World Citizenship (part 2) ――

Nobutada USHIZU

The fundamental consideration about the world citizenship was given in (part 1). In this (part 2), we reexamine the argument of 'Citizenship' and 'World Citizenship 'with those theories of the modern students. Through the consideration, we'll clear the meaning of Citizenship still more. It is also related to the community with altruism and egoism which inheres in the citizenship and the world citizenship. The crucial points of community in the globalization will be made clear by those arguments. Our arguments are constructed by following chapters (chapter 1 to chapter 8).

1) Behavioral patterns of human beings? ―based on the theory of R. Pinker―
2) Possibilities and limitations of community
3) Mercantile collectivism and the state
4) The state under globalization
5) Re-examination of Citizenship
6) Globalization and Citizenship
7) Existence of the tiered communities
8) World Citizenship? ―Crucial points on the communities in the globalization―

我々は，『World Citizenship の展開可能性（その１）』（聖学院大学論叢第15巻１号所収）［以下（その１）と表記する］において，世界市民資格（world citizenship）とその現実化に関する基礎的な考察をした。我々は，この第２号所収の『同展開可能性（その２）』［以下（その２）と表記する］においても，J.ロットブラット編著「World Citizenship」に表明された「世界市民資格」に関する総括的見解を基底に置き，（その１）で解明したT.H.マーシャルによる市民資格（citizenship）の議論を，現代の論者による議論に照合して再吟味する。さらに，マーシャルによって明らかにされ得な

Key words; Welfare, Altruism, Egoism, Mercantile-Collectivism, World citizenship

かった諸論点にも言及し，市民資格の意味をより明確にしたい。その議論は，（その１）において充分に論じられなかった市民資格及び世界市民資格に内在する利己主義（egoism）と利他主義（altruism）が層をなしそれぞれに各様の共同性を形作るコミュニティのなかでどのように位置づけられ把握されていくのかということに関する考察を基軸にして進められる。こうした論考により，グローバリゼイション下のコミュニティの要にある市民資格の実質を解明する。

1　人間の行動パターン；R.ピンカーの議論を基底にして

ポッパー（Popper, Karl）による周知の人間の行動様式についての対照図式は，個人主義を集合主義に，利己主義は利他主義に対立するとして描かれている。これにピンカー（Pinker, Robert）は，残余主義は制度主義に対立する，選別主義は普遍主義に対立するという用語対照を付加する。いずれも，ティトマス以降，社会福祉の論者にとって周知となっている用語である。ここでピンカーはポッパーの本意に立ち返り，上記いずれの同系列用語も，他の系列の用語と結合されることを主張する。例えば「集合主義的利己主義」も「個人主義的利他主義」もありうるとする。さらにいわく「人が，個人主義と集合主義あるいは利己主義と利他主義というような妥協できないあり方について，そのいずれか一つを選択せねばならぬ対決の場面に遭遇するようなことは，ほとんどない。」

対照表に付加された「制度的」と「残余的」等々という概念についてもピンカーはそのような明確な類別に疑念を表明する。両者とも社会運営管理者（social administrator）が用いる言葉であり，便宜上の状況規定に過ぎないと捉えている。

それではピンカーのいう「利己主義」者及び「利他主義」者とはいかなるものであるのか。彼いわく「利己主義者とは友情関係を成立させえないような人」を指し，「利他主義者とは，すべての友人ないしは他人が，利他主義者でないような場合は，他に利用されてしまうような人」を指すとして両者に平易な説明を与えている。したがって「利己主義者にとって社会生活は無意味であり，これに対し利他主義者にとって社会生活は不可能なものとなる」。(1)

ところで，ピンカーは，一般に利他主義の集中的表現の場とされる親族関係や地域コミュニティのなかにおいてさえも，「利他」「利己」主義を二者択一的に取り扱うのは不適切であると考えている。ここで，ピンカーは，社会福祉実践（現実ないし実態）のみならずすべての実践行動・活動について，「いかにして，かつどの範囲まで，家族内利他主義の要求が，地域社会的，国民的・国際的な諸利益とのつながりを持つ利他主義的な家族外からの要求と調和できるか」を問うことによりそれが明瞭になると言う。問いへの応答のために，対応する制度的枠組みがさらに問われる。その「制度的枠組みは，これらの家族内忠誠と家族外忠誠の相互作用や，多様な交換関係の中での，これらの援助責務と権利認定のネットワークの表出形態といえる」とし，それが「社会生活の適切な制度形態」なのだという。こうして，地域社会的，国民的，国際的な諸利益と家族内の要求とが結節

点を形作る現実の時，場所について，片方のみを取り上げて是とする二者択一性が否定的に捉えられる。[2]

このようにピンカーにしたがってみてくると，利他主義，利己主義の渾然一体性が眼前に広がり，一般に理想化されて表現される利他主義の一つの結晶としての「支えあう共同体」というイメージに彩られるコミュニティを取り上げて解明しようとする我々にとって，そうした説明概念のみでは，コミュニティの内実理解が困難であることに気づかされる。

我々は，上述したピンカーによる人間観及び社会観を議論の主要基軸としながら，次章においてA.エッチオーニによるコミュニティ理解に触れ，少しく「共同性」なるものについて思考を深めていく。

2　コミュニティの可能性と限界

この章では，まずエッチオーニ（Etzioni, Amitai）のコミュニティ論に触れることにより，コミュニティの名の下に求められてきた原則的一般的な方向性の基底にあるものを把握する。さらにその「方向の現実性」ないし「現実適応性」を検証しつつコミュニティという用語の意味に内在する「共同性」なるものの実質把握へと議論を進める。

エッチオーニは 'Good Society' という社会形態を取り上げ，それを「国家，市場およびコミュニティの三者間の適切なバランスを築いていくことによって成立する」としている。さらに彼は，その国家，市場，コミュニティの中で，「個別の生命に意味と目的を供給するためには，コミュニティが不可欠である」という。「社会的ニーズは，どのようにして地域に密着した組織を通して満たされていくのであろうか？　この問がこれから10年以上に亘り，ますます重要になるであろう」とエッチオーニは，コミュニティのニーズ対応力に注目する。それはコミュニティが基盤とする人間の関係性のあり方によって生み出される。そのことに関連し，彼は，マルチン・ブーバーの思想に依拠しつつ，社会関係に関する議論を展開している。我々はエッチオーニのブーバー理解にそってその理論的枠組を把握すべく，以下それを概括する。現在の社会関係のなかでは，「我―それ」の関係が避けられない。エッチオーニは，「我―それ」について社会運営上の役割を認識しながらも，「我―汝」の関係を育成するGood Societyの特筆すべき側面を浮き彫りし最重要視する。そのルーツにあるものこそコミュニティの，愛の価値，忠誠，心づかいである。反対に，我々が自分のための実利主義的目的と結び付くとき，我々はこのコミュニティ領域を捨て去ることになるという。そこにいうGood Societyは部分的に国家，市場とコミュニティという３つのしばしば相容れない構成要素のバランスを執りつつ，「我―汝」の関係性を作り上げていくプロセスのなかで成立してゆく。[3]

市場に依拠する代表的な国であるアメリカ合衆国は，経済的社会的バランスを失いはじめており，一方，英国においては経済的社会的な構造上のバランスが保持されている。これはエッチオーニに

よると英国流のGood society への道が敷かれているからである。彼はGood Societyの３番目のパートナーとしてのコミュニティについて，これまで社会的分業の適切な地位が与えられなかったとする。こうした現状を勘案し，いくつかのステップを踏み，「第３の道」について触れ，それが「（コミュニティを重視しつつ）我々をリードしてGood Societyに向かわせてくれる」という。しかしながら，「展開されている第３の道は今日に到るまで詳細に描かれておらず，端々においては明確さを欠くことが多い」ともいう。それは，第３の道が，「英国あるいは他のいくつかの国あるいは地域とその文化の所産であるために統合的な把握が困難であるという理由にも起因する」。その文化の基底に影響を与えた「旧・新約聖書はその多数の起源を有している」。さらにまた，「個人主義の確立；ファビアン主義；カトリック教の社会思想；古代のギリシャ人の教え；アジア的思想，イスラム教の調和，そしてユダヤの考えと他者に対する責任」等も第３の道に思想的影響を与えており，このような多元性が，思想的な捉え難さをもたらしている。(4)

こうした多様な思想的基盤を第３の道との連関の元に据え得るコミュニティを，エッチオーニは，それがどのような役割を果たしうるのかという視点に立ち，更なる考察へと進んでいく。それは次のように要約できる人間関係性の現実へと我々を誘う。(5)

先ず，コミュニティは終局の関係を育む主要な社会的基礎であるとして把握される。他方それと対照的に把握される市場は，派生的な「手段ベースの関係」の機能として位置付けられる。社会は，はじめには「我と汝」の関係にあったとしても，次第に「我とそれ」の関係に進むことになる。要するに，こうした状況下でコミュニティはGood Societyの主要な構成要件である。またコミュニティは「我―汝」の関係を強化する２つの基礎を持つ。

第一に，コミュニティは人々のグループを拡大家族に似る（生活上の）包括的共同性を持つ集合体に変える。

第二に，コミュニティは，世代から世代へと共有されてきた道義的な文化を伝達する機構を再形成する。道義的な文化を共有する社会の意味とセットになりコミュニティは特徴づけられる。これらの特徴が他の社会的集団からコミュニティを区別する。

コミュニティの担う役割に関するその他指摘されている利点についても加えて一言しておくと，「コミュニティは，その共同体内に生きる我々をGood Societyに向かって動かす能力が在ると言う事実，即ち地域共同体的メンバーシップを与えられていない人々よりも，より健康でより満足のある生活を長期に送る事が出来るという検討結果に基づき，有意味性が強調される。コミュニティ内で生きる人々は，孤立して生きる人たちよりも心身症的な病気ないし精神衛生問題を抱えることが少ない。一般に社会的隔離は精神衛生上危険な状態をもたらす。仕事関連のストレス以外に，精神衛生のための最も重要な影響力ある社会的要素となるのは婚姻，家族，友情関係である」。コミュニティは年配の人々の社会的に孤立に対しても精神衛生上の改善効果をもたらしてくれる。社会福祉ニーズを減らし，予防を増進するという面もある。少年非行，薬物使用やアルコール中毒にもよき

影響を与える，とエッチオーニはその効用を指摘する。

コミュニティ形成は，社会的現実の中で上記のような問題対応力を持つのみならず，より積極的に良き状況の創造をなし，第３の道に沿った未来を形作るために高い優先順位を持つ。 エッチオーニはこのような利点を吟味検討し，「今後10年を考えると，コミュニティは我々の社会的使命のより素晴らしい側面を担うためにますます必要となる」それに加え「問題解決のコストは低いのに対し，国家あるいは市場より大きい利益を齎す」ということをもあえて掲げている。さらにいわく「コミュニティに対する大なる依存は福祉国家に代わる試みではない。むしろ福祉国家の負担を減少させることによって，その維持を助力しようという福祉国家強化策なのである」。彼のコミュニティ低コスト論は，コミュニティが根底からの問題解決力を持つことに注目し，どのように費用をかけるよりも効果的であることをいっており，単なる経費削減効果的安上がりを標榜したものではないことを付言しておく。(6)

今後国家の管理運営は，階層的であるより横の繋がりに重要性が置かれ，それは上位下達的指令より横社会の相互作用を創り続ける，即ち「ネットワーキング」に基づく。とりわけ，第３の道のマネージメントスタイルは今後「国家と市場の種々のコンビネーションを考慮に入れながらも，コミュニティを巻き込むように展開されるとともに，ボランタリーな動向とも連動する」という特性を強化する。しかし「Good Societyは，ボランタリズムというよりそこにある相互性に多く依拠している。 相互関係はコミュニティ関係の形式である」(7)

このようにエッチオーニはコミュニティの重要性を強調する。しかし，我々は，彼の言うコミュニティの中に我々が別項(8)において詳述したことがあるボランタリー・セクターの諸活動の純粋形態が脈打っているないし脈打つ可能性があることに気付かされるのである。 彼の言うコミュニティとはボランラタリー・セクターと共通する内容を持っている。

ところで前述されたようにGood Societyは３つの部門，政府，市場とコミュニティの協力関係によって成立する。その協力関係は性格を異にするそれぞれが，相互関係を保持しようとする現実的なバランス形成過程の中に成立の可能性を持つ。それぞれが我々人間の別々の側面を反映している。三者の機能と構造を絶えず活用することによって，人の生活全体をカバーする社会を達成することができるともいえる。そのなかにおけるコミュニティの意義を解明するために前章で述べたピンカーの相互存立の議論が有効である。

その議論に辿り着くために，前提となる議論を付しておく。我々は，「我と汝」の関係の中にアガペ性ないしより存在論的に表現するならば「存在の価値への畏敬」を，「我とそれ」の関係のなかにエロス性ないし「利用価値の絶対保持」を発見することができるのであるが，これを前述したピンカーの人間の関係性に照らして理解すると，利他主義の根源と利己主義の根源的な方向ないし在り方への道としての位置を与えることができる。(9)そのことを是とするならば，エッチオーニの記述した内容によって，ピンカーの議論を対比検証していくことが可能になる。それにより，一層

速やかなピンカーの議論の理解が可能になる。まずピンカーは，利己主義と利他主義のどちらかに傾倒し，一方向のみで一定社会の方向性を決定付けることは現実そのものを見誤るとする。そうした認識態度では，両者が混合している現実を捉えきれず，恣意的な判断をしてしまうことになる。それゆえに互いに良い（good）とする状況を暫定性という留保つきでバランスを求めて探るという方途が妥当とされることになる。そこには，どちらか一方の主張絶対視もまた絶対バランスもなく，バランスを求めるプロセスに意味と価値が与えられる。さらにそのプロセスにおける相互の主体性の強化が必須となる。それによって，我々は「我とそれ」の関係あるいはエロス的な関係の中にある相手の対象化と自己目的利用という形をとる利用価値への傾倒に気づくことになる。そこにあるのは人間の物化と物としての人間の利用から利己的利益を得ようとする行為の結晶である。従って，ピンカー流にいうバランスが真に求められ得るためには，その論理の中に，相手を利用価値の対象にしない，即ちそこにある人の主体性を確実に認識し，相互に生き会う自己の主体性即ち相互主体化が前提としてなければならないのである。相互主体化への道が用意され，同一の土俵の上に立つ，ないしそれに近接することを前提にして始めて「バランス」という存立状況の理解と許容が可能となる。[10]

この段階で，以上の議論を前提にコミュニティについての前述した課題にメスを入れておく。エッチオーニはコミュニティが「我―汝」の関係を強化する基礎杖によって成立していくという。これは相互対象化から離脱し利他性を保有する在り方が，コミュニティという社会形態の中には存立していることを意味する。同時にピンカーを参照しつつこのことを理解するならば，そこでは，このコミュニティの成立から存続のプロセスがあくまでプロセスであり，利他性と利己性のどちらかに力点を置き価値付けることなく，その混濁に絶えず注視するとともに，その中で個と他，あるいは個と所属集団が存在しうる個と共同の同時存立を欠かせないということが詳細に語られている。

これに関する議論がさらに明瞭であるのは，ピンカーが，家族から地方コミュニティ（local community）を論じ，その枠を広げていくという文脈においてである。まず，コミュニティと家族についての対比検討により，前述の利他主義と利己主義を相互性の中で論じ，そこに見出しうる現実的な人間把握に社会的現実の人間関係を見る基礎を発見しようとする。

ピンカーは，家族を「血族的宇宙」とみなすモーガンを引用して，「内部の両親と子供たちからなる核心部分」と外部からの圧力について，それぞれの実態と相互の関係性を問う。結論的には，家族内部がいかに「プライバシーの価値と権利を強調する」ものであるかを指摘している。それゆえに，家族内部において，利己主義が安易に利他主義のなかに解消されることはないとする。 また家族はその特性ゆえに，共同性という特性に彩られるコミュニティないしコミュニティ施策･事業･活動に解消されることはない。ピンカーは，そのコミュニティを定義するにあたりニスベットの定義づけ，即ち「高度な個人的親密度，情緒的深み，道徳的遵守，社会的団結および時間的持続性などによって特徴付けられた関係の形態である。コミュニティとは，人間が一定の社会秩序の中で保

有する分離された役割のあれこれではなく，むしろ人間がその心にいだく人間の全体性に基礎付けられるものである」という内容に対し，その曖昧さを批判検討し，彼自身は，マーガレット・ステイシーによるコミュニティ概念の有意味性へ目を向け，その分析的理解を試みる。彼女は，コミュニティという言葉に変えて 'Local social system' という用語の使用を提起する。曰くコミュニティとは「家族的，宗教的，司法的等々の社会生活のすべての局面をカバーする，相互関連的な社会諸制度のひとつのセット」および「ひとつの地理的に限定された場所」の内部で生起してくる「各個の関連しあう信条の体系」である。ピンカーはこのようなステイシーの用語的定置とともに，彼女がコミュニティ概念の「構造」と「過程」に関する区分を強調することを評価している。構造は絶えず過程によって影響を与えられていく。従って，コミュニティは，「自己閉塞的なものではありえない」。コミュニティの住民は，過程の流れを見つめていくと，「地方的な政治・経済・宗教体系は国家的なつながり」を持っており，また「長い間物理的に接近」していたからといって，「地方的社会関係が発展するという保障はない」，即ち，地域生活を共にする人々が必ずしもコミュニティを形作るとは限らない，という。(11)

このような認識は，「地方的社会体系はそれが一部をなしている広域社会との関係の中で研究されるべき」ことを示唆する。こうしたコミュニティの概念やその福祉的活用形態としてのコミュニティケアの実践を，ピンカーは次のような引用によって表現しようとする。 それは，「現在，高度産業社会の内部にあって，民主主義の原則を是正し，これら原則と社会改革の活力に満ちた諸政策との連鎖を再確認するための，最適な文脈を提供することを可能にしている。富裕な産業社会においては，過酷に搾取されたものたちの要求が，あまりにも安易に，残余的少数派の周辺的な要求として処理されがちとなっている。活動の最初の焦点を地方的文脈に絞ると，コミュニティ・ワーカーは，地方的な民主過程に対する手続きを通し，さらには一般的な民主主義諸原則に訴えることによって，社会正義の要求に対してひとつの新しい確信と権威の質を付与」しようとする。このようなコミュニティ意識は，たとえばあのベヴァリッジの著作「ボランタリー・アクション（'Voluntary Action? A Report on Methods of Social Advance'）」にも見ることができるように「市民的責任のひとつ」としての「ボランタリーな努力」と結びつく。このボランタリーな努力も「福祉の向上のみでなく，民主主義自体の存続を活性化する」。ピンカーは，ベヴァリッジのこうした議論を例にあげながら，彼のコミュニティやボランタリーな思想の底に愛国主義の意識を見出している。市民・生活者に軸を置く前者と国家に軸芯を置く後者に相互性を持たせて理解しようとする在り方には，利他主義とともにそれと連続して利己主義を見出すのと同様の文脈を見出しうる。「愛国主義はベヴァリッジのグランドデザインにおける感性であり彼の報告に対して政治的合理的根拠を提供し，かつ家族の福祉，地方コミュニティ，国家，国際的再建などに対する彼の関心をひとつの枠組みに結び付け」ている，とピンカーは主張している。

以上のような議論により，ピンカーは，家族がコミュニティに解消されることがないように，コ

ミュニティ（あるいはボランタリーな共同体）は国家や国際性に解消されることなく，かえって独立性を持って他との結びつきを深め合うと考えている。そこには利己と利他が交錯する現実社会状況がある。ところで，上述のピンカーが言う愛国主義は，表現として意外の感も与えようが，これは，何のための愛国主義かを考えてゆくと理解が容易となる。それは主にグローバリゼイション下の現今において，国際社会の中で表現され，国の利益に終始することなく，むしろ国民生活の真髄への浸透を内包させており，地方コミュニティの利益，そうして何よりも家族の福祉につながってゆくことを第一義とする。それは，国民福祉あえて言えば国民個々の福祉と結びつく範囲内での国益に照らしながら，国際情勢の中で自国ないし自国民の利己主義と利他主義の現実的バランスを取る政策上の道標を絶えず求めさせる。

このようにコミュニティは，その存立の限界内において，利己主義と利他主義の混濁状況の中でも個と共同の同時存立体としての現実的可能性を持って把握される。

我々は，上述のようなコミュニティの概念把握に続き，この内容を，次のような用具的概念（特に援助技術として具体化されうる）に適用し，コミュニティの具体的可能性をコミュニティワークの基本的思想の中に探っておくことにする。[12]なぜなら，上述のコミュニティの基本概念も，援助技術というような具体的実践領域との整合性を持ってはじめて，その存立の意味を確実にするからである。

現日本の地域福祉の増進を命題とする社会福祉の趨勢の中で，地域社会における生活問題解決のための間接的対応技法としてのコミュニティワーク（地域援助技術）の重要性は増大してきている。このコミュニティワークは，その萌芽として，英国の慈善組織化活動（COS）やセッツルメント運動を挙げるべきであろうが，今日の形態を整えるのは，米国におけるコミュニティオーガニゼイション（CO）の理論形成を待つ。

ところでコミュニティワークの萌芽とされるCOSセッツルメント活動の議論もさることながら，英国においては，1919年の地方社会福祉協議会（LCSS）の連合体としての全英社会福祉協議会（NCSS）組織化プロセスがコミュニティ重視のステップとして強調されるべきであろう。そこで重要なのは，日本のそれと異なり，地方ないし地域から全国組織が形成されていったことである（NCSSは1980年に全英民間組織協議会（NCVO）と改称された）。こうした流れは，コミュニティの社会的活用への道であるといえる。それは，生活の身近な場から生活問題解決のための集合主義的再編成を図るという意味を持っており，集合主義を生活の場に下ろすことにより，生活ニーズに即しまた市民レベルの参加をも可能にし，全体的福利に偏りがちな集合主義の弊害を，できうる限り抑えるというメリットがある。それは，集合主義の地域的活用により，生活者個々の利己主義的要求（ニーズ）にも近接しようという試みに他ならない。

英国では，1945年には全国コミュニティ・アソシエイションが設立され，近隣住区に於ける組織化やサービスの展開が全国的広がりを示す。ここで，英国におけるコミュニティケアをも一瞥して

おくべきであろう。それは1946年のカーチス報告から1959年の精神衛生法にいたるプロセスのなかで方向が堅固化されていく。この方向性が地方自治体レベルで整備されていくのは，「シーボーム報告」（1968年）さらに「地方自治体サービス法」（1970年）を待つことになる。

こうした動きのなかで，コミュニティワークの専門的展開が進行していく。このプロセスでのコミュニティワークの専門性強化は，その専門職集団の組織化にも現れている。それは，英国ソーシャルワーカー協会（BASW）に加え，とくに1968年設立のコミュニティワーカー協会（ACW）に代表される。さらにその後の主要展開を見ると，「バークレー報告」（1982年）によりコミュニティ志向はさらに強化され，コミュニティを軸にしたソーシャルワークがその専門性を高める。これに続くのが，「グリフィス報告」（1988年），「英国コミュニティケア白書」（1889年），「コミュニティケア法」（1990年）である。こうした流れのなかで，地域社会の対応力と公的施策が交錯し，協働行動となる道が探られていく。コミュニティケア法は，英国ナショナルヘルスサービスの効率的整備のために活用されることになる。[13]

我々の前述してきた視点を基礎に，このようなプロセスを概括するときに，コミュニティの活用による集合主義の細分化により，利他主義と利己主義の和解に近づこうとする道筋が明瞭になる。

以上の特に英国に視点を置いたコミュニティワークの政策的活用に関する概括的記述の中に，我々は，単なる利己主義でも利他主義でも推し量れないコミュニティ実体に，どのように社会が対応してきたかを見出すことができる。それは，国家意思と地域的恣意性ないし利己性，また家族および家族内個々人の利己性のかけひきないし綱引きのプロセスのなかで，一定のバランスの形態化として生まれた利他性（この場合は集合主義的合意による）の制度化として認識することが可能である。 われわれは，これをピンカーの論旨の解明の元に，「相互存立の意思的具体化の現実」として理解している。形式上は，利他主義的に見えるコミュニティワークおよびそれを基礎付けるコミュニティ関連制度があったとしても，その中では，やはり利己性との相互存立のバランスが探られる。コミュニティワークは，ことさらそのバランスをとる個の利己性の内側を理解しながらコミュニティの上述したようなメリットをも生かすという数々の選択肢の主体的選択への誘いをし続ける，そのような福祉援助技術の専門領域に他ならない。

このようにエッチオーニやピンカーに言及しつつ前述したコミュニティに関する我々の把握は，一般論にとどまらずその援助技術という福祉領域の技術的専門領域においても，理念適合的な整合性を見出すことができる。

3　重商主義的集合主義と国家

前章の議論で述べたように，R.ピンカーは，たとえば利己主義および利他主義といった類別のどちらかに基礎を置き分析を進める方途に極めて否定的である。さらに彼は一定時代の制度とそこに

生きる人そのものについても「その時代の制度的現実と心理的現実との中で，堅実な基礎付け」をなしうる論理を求めるのである（その意味では，いわゆる福祉領域で課題とされている『ダイナミックインテグレーション・セオリイ（嶋田啓一郎）』の模索がそこにはある）。単純な分析モデルでは「利害を認知する際のアンビバレンスや，家族，地域社会，国民または階級に基礎を置く多様な制度的忠誠心から派生してくる責務を感じ取る際のアンビバレンスを」説明することができない。そのことを明確化するために，彼は果敢に折衷主義に挑戦する。ピンカー流の折衷主義には前述した相互主体化の議論を前提とする論理の集約を見ることができるのであるが，これはコミュニティに適用されるのみならず，国家，国際社会にまで適用可能である。この章では，そのような論理的態度のグローバルな次元と連動する国家政策への適用について論じておく。

ピンカーは，広義の福祉領域において「多様な諸理論の規定をなすに際し，そこに伏在している規範的前提」として，「古典派経済学の理論，マルクス主義とその社会主義的派生理論，および重商主義的集合主義（mercantile-collectivism）」の三つを指摘する。それぞれについて，彼の述べるところにごく簡明にふれておく。第一の古典派理論は，「自由社会を特徴付けている競合する諸利益と忠誠は，根本的に両立不可能ではないという」基本前提に立つ。次なるマルクス主義理論，それは現時点において問題にするに足りないとする向きもあろうが，かえってその思想的意味は増しており，時代性を考慮した活用方途の探索が求められる。それは「利益と忠誠は両立不可能であるだけでなく，まさにこうした対立の増大や，とりわけ階級闘争の激化を通じて変革が可能であり，真の自由の獲得が可能になる」と集約理解できる。 次に第三の立場について，ピンカーはまず集合主義についてふれ，「集合主義に向かう一般的傾向」について言及する。しかしこれが「おおむね社会主義とはただ微細なつながりを持つに過ぎない，ある場合にはまったく関連がないともいえる」ことも同時に明確化している。こうした新たな集合主義は，「新しいシステムを創出するまでに達している」「そうした新しい社会システムは資本主義もしくは社会主義のいずれの原理にもかかわることなく次々に発展するとも言える」。しかしこれに欠けているものがある。それは「首尾一貫した理論であり，一揃いの明白な規範的前提であり，明確にそれに傾倒した政治的運動である。それらの諸要因は絶えず私たちに集合主義に特有な属性を主張し，かつ想起させるものとなるのである。しかしながら，これらの諸属性は，資本主義と社会主義の両者よりも時代的に先行する由来を持ち，それらが古典派経済学の台頭によって挑戦を受け，多くの修正がなされてきた重商主義の一つの現代的再生であることを表現している」。[14]

ところで「古典派経済学の理論およびその資本主義の理想的状態と，マルクス主義および共産主義の理想状態との両者は，人類福祉の極大化にとって魅力的な処方箋を供与はするが，仮にそれが実践に移されると，それはまたそれ自体が抑圧と福祉低下の道具となってしまう」。同様のことはピンカーが提示する第三のモデル「重商主義的集合主義」にもいえる。彼はその第三のモデルの相対的優位性を主張するのであるが，それは「混合経済の体制」であり，「自由と統制の間のバラン

スと，政治理論とその実践の左翼ないし右翼のいずれかの全体主義的スタイルの間の選択に関して，中道的な立場に位置する」として描かれる。その「第三の接近法は，経済市場の力の自由な活動による福祉利害の自然的調和の可能性ということと，社会主義によって資本主義が取って代わられることによってもたらされるそれら処理外の最終的和解を目指す闘争の不可避性ということのいずれをも拒否するのである。」(15)

さらに第三の可能性について「生活の条件を決定する」関与のあり方を取り上げていわく，それは「多様な自由と多様な強制との間の最も公平な調和の道を求めていく」。その調和について，T.H.マーシャルの議論に触れ，それは「市場における人間の価値（資本主義的価値），市民としての価値（民主主義的価値）および彼自身のための価値（福祉的価値）」を調和させる問題「分配的正義の問題」となる。この問題の解決策というものはなく，第三の可能性も解決を指し示すことはしない。ピンカーは，その道程を航海にたとえる。「その航海の目的は，新大陸の発見にあるのではなく，船を浮かばせ，海岸に沿いながら，いろいろの黄金卿からの誘惑を避けて航行させることにある。…（中略）…船員たちが自分たちの船を愛し，すてきな海上生活の喜びを発見してさえいれば，その航海は価値あるものとなるが，しかしそこで共通の絆がないとすると，彼らは船底に穴を開けてしまい，地獄に落ちていくことになるだろう」。

そのような航海の在りよう，すなわち「重商主義的集合主義」は，「政治的確信がぐらついたときに主導権を持つ傾向がある」，「それがひとつの国民から他の国民へと波及する政治的，経済的な不幸に対処するものである限りにおいて大衆性を確保する」「自由市場または社会主義のいずれかに対する信頼を低下させてきたような諸国民によって，よく採用される」，さらにそれは「国際的原理よりもむしろ国民的原理の生起を促す」。その「重商主義的集合主義」の原理は，不安や不確実さらに避けられないリスクに対し集合主義的責任を引き受けていこうとする「気質の知的相続人」という位置づけを持ち，きわめて現実主義的対応力を持つ。それは決して福祉という理想を捨て去ってはいないが，現実主義の方途の中でそれを求め実践をなし続けようとする。(16)

4　グローバリゼイション下の国家

前章で述べられたように，ピンカーは「重商主義的集合主義」を提示し，国家と国民の立場に立つ現実主義を標榜するのであるが，しかし，現実はまさにグローバリゼイションの最中（さなか）にあり，これを忘却して現実を語ることはできない。ピンカー自身も，我々の手になる新訳「社会福祉三つのモデル」においては，新たな原著者前書を寄せ，グローバリゼイションを念頭に置いた議論の重要性を力説している。議論の本筋を読み取るならば，グローバリゼイションと「重商主義的集合主義」の相互連関性を見据え，相互存立を図る。もっと端的に言うと，グローバリゼイション下においても，その波に翻弄されることなく，国民国家の利益という軸足をも堅固に据える現実主義をピン

カーは淡々と福祉理論家として表現している。どのような新たな展開があり，相異する状況が折り重なってこようとも，相互存立を探る主体的協力の中から次なる展開が始まっていくというピンカー流の思想の脈絡をここにも見ることができる。

ところで，経済的次元のグローバリゼイションから始まり，現今あらゆる領域のグローバルな様相の展望が語られ，その暴発状況までが話題となり，さらにそれぞれを現実として目の当たりにすることが多くなった。世界企業の拡大・強化，国際金融取引，貿易自由化における国際的相互依存の緊密化等々，さらに政治的次元においても，国民国家という基軸を堅持しつつも，この独自性とともに自利性の調整という形態をとってグローバル化が進展してきている。さらには，国際機関および国際会議の行動上の曲折のなかにも確実な形で国家的自利性の調整機構の成長を把握出来る。社会的次元においても，こうした動向が，数限りなく噴出している。（その１）でもふれたように環境問題への国境を越えた解決の模索，難民への対応や干ばつや地震等の災害，それに伴う飢餓・疾病状況への民間の取り組み，戦争や内乱による被害への取り組み。加えて犯罪の国際化・犯罪グループのシンジケート化，関連して麻薬を含む密貿易の国際組織，密入国の国際組織の拡大，テロ組織の国際的展開等の暗雲が広がる。(17)

こうした経済・政治・社会の現状におけるグローバル化がもたらす諸側面を掘り下げていくときに，国，地域社会，さらには，その中に生きる市民ないしその資格はどのような変容を遂げるのであろうか。これは，（その１）における主要論題のひとつであったのであるが，ここでも内実理解のためグローバリゼイションの拡大深化のなかにおけるその意味上の変容過程を概略追うことにする。

上述した多様な形態でグローバル化する世界が，それぞれの国，地域で生きる市民ないし住民の個々にどのような市民資格（citizenship）上の変容を迫っているのかについて，そのエッセンスに一瞥を加えると次のようなまとめが可能である。

グローバル化する世界は，今相互依存の関係を深めざるを得ない状況にある。そのグローバルな相互依存の諸種の局面を論じていくなかで共通にいえることは，「世界が直面している主要な社会・環境・経済的な諸問題が諸国間の協調を通して提示されていく」ということであった。

このような推移のなかで，「国民国家は残存しつつも，グローバルな統合プロセスにおける有用な役割を演じている」。その役割遂行において「国家は特定の範域における自治権を有し，より他の人々に高度なレベルの組織に対する責任を持つ自治の概念によって主権についての考え方を置き換えていく必要がある」。「国家によってコントロールされた領域の境界は実利的なラインの上で決定される。若干の問題がグローバルなスケールで，国さらには地域的な領域によって何らかの形で最良な組織化がなされることであろう。同時進行中のグローバルな統合の一部になり，その特有なアイデンティティの感覚を維持する一つの国家を許容しつつ，バランスを保つであろう。」(18)

さらにそうしたグローバリゼイション下において，「新たな世界秩序は可能か」と問うと，その

秩序は，諸国家が世界を構成するというよりも，むしろ国家をも多くの構成単位の中の一つとして考えることができる現代世界の状況がある。

グローバルなレベルから，順次，社会集団・組織を見ていくと，初めに，家族，国民国家，大陸，地域等を，大きさのレベルで区分することができる。（この発展は10の何乗かになるという連続したファクターによってモデル化される－ 個人は10のゼロ乗－ 家族は10の１乗， 隣人は10の２乗，……中規模国家は10の８乗……地球規模が10の10乗［ベルおよびローガンによる議論として後述］）。さらに現代世界においては，かっての国や大陸のレベルのつながりが重要性を失ってはいないが，それ以外の諸単位の横断的なつながりが以前とは比較にならないほど重要になってきている。

即ち「同じ方向付けで動く関連する動向が，国家の境界線を越える共同体が普通の人々の生活内で演ずる役割期待を増大させる。科学的な共同体が良い例である。この程度に応じ，科学的な共同体は「準国家」（Quasi-Nations）とみなされる。 領土上の地方を有しないこうした共同体において友情や忠誠の存立を確証するにつれて，領域紛争といった傾向が減少していくのかもしれない。もし人々の大きな影響力を持ったグループがこれらの共同体に深く関与するなら，これは世界的規模の重要なインパクトとなるであろう。 少なくとも，伝統的なそれの傍らで新しい忠誠心が侵略的な国家主義的感情を弱めるかもしれない」。そのさまざまな様相を我々は（その１）において，J.ロットブラットやF.カロゲロに依拠しながら述べている。構成単位それぞれが横断的，縦断的に共同性を持って存立を探ろうとする現実がある。すなわち，世界の構成単位のそれぞれが，ダイナミックに結びつき，そこにさまざまな形の新たな共同性が形成されていく。[19]

このようにして，国家の位置が相対的に低下する状況下において，国民の国との結びつき，強いて言えば国家意識，国民感情はどのように変質し，さらには，国，地方コミュニティ……家族は，何によって結ばれていくことになるのであろうか。

我々はその結びつきの基点をグローバル化する世界における世界市民資格（world citizenship）に求めうると考える。以下の数章において，片方で国家及び国内各社会層に軸足を置き，他の片方で世界との何らかの結びつきを保持し，多重性的存立へと向かわざるを得ない生活者，市民の姿を再確認するとともに，そこにある市民資格の内実を解明しておきたい。それが多様なコミュニティの要となる存立の位置を以下の議論の展開のなかで確実化していく。

市民資格（citizenship）という概念は様々な変転を遂げて今日に到っているが，この「歴史的発展の結果内」において「市民資格の意味が変わりつつある」という認識に立ち，その変転について展望を交えて概観する。それは市民資格から世界市民資格へ，さらに同時存立へという変動状況内にある。

5　市民資格（citizenship）再考

T.H.マーシャルは，市民資格を，英国領域内の歴史的限定のもとに，三分轄して提示している。それは公民的（civil），政治的（political），社会的（social）と三つの要素で構成され，各々に対応し公民権（civil right）政治権（political right） 社会権（social right）が成立するとされる。以下（その１）の記述との重複を厭わず概説しておく。

第一番目の公民権は，「個人の自由に不可欠な権利，即ち人身の自由，言論・思想・信仰の自由，財産を所有し，法的に有効な契約を締結する権利，裁判に関する権利」から構成される。第二番目の政治権は，「政治的権威を与えられた団体の成員として，あるいは，そのような団体成員の選挙人として，政治的権力の行使に参加する権利」とされている。次なる社会権は「最低限の経済的福祉と保障についての権利から，社会的遺産を完全に分有し，その社会に支配的な基準に従って文明生活を送る権利までの全領域」を包括する。それと「密接に結びついている制度は教育システムと社会的諸サービス（social services）のシステムである」。初期において諸権利は混合していたが，これが次第に分離するようになった。[20]

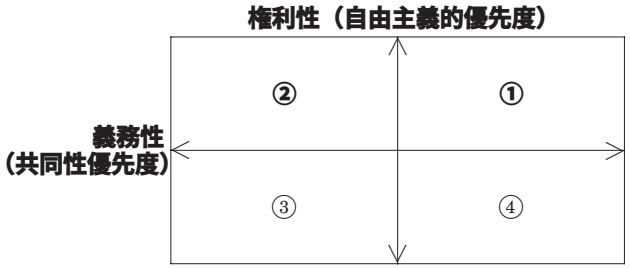
マーシャルの市民資格についての議論は，現時点にまで広く影響を及ぼし，それに基礎を与えられ，またヒントを提供され，市民資格に関する多くの論議がなされている。それは基本的には，権利と義務を掘り下げ究明することを底流としながらも，その利己的な姿あるいは利他的な姿を内在させながら，広がりをもって，さらなる展開過程をたどっているといえる。その中で「福祉理論」の体系を検討する総括的思考に即して市民資格を論じるT.フィッツパトリックの論を取り上げる。彼は，市民資格を次のように位置づけている。「独裁的な君主主義的な国家に市民は存在しないゆえに，市民資格は多元的で民主的な国家に依拠している。」 また市民資格をもたらす，ないしは市民資格に基礎付けられた「市民社会は開かれており自由なものである」。この市民資格という概念に関するキーポイントは，権利に関するそれである，とフィッツパトリックは強調する。その言うところの権利について，彼は次のように概要把握をする。「権利は自然発生的なものである，あるいはさもなければ，その概念はある特定の基本的な特徴を意味しており，権利は時間と空間を超えて普遍的であるに違いない。 権利は譲渡できない。権利は自治を意味する。 権利は個人によって所有される。 権利は不法性から人々を守り人々を力づける，そして任意の専有的な使用から人々を守る。権利は公共の権威に公正に個人に資源と商品を割り当てるように申しつける。権利は行使することができる。 権利は公正を考慮する。権利は義務と裏腹の関係にある。 権利は基礎的であるとともに，同時に２次的要求とも見なされる」。この概念把握において，彼は権利を躍動的に捉え，個人の在り方として自主的な生を守ると同時に公共の利益をも念頭に置き，義務を伴いつつ問い続けることを求める。[21] ここにいう権利や義務は，利他・利己といった次元の実質をなかに包み込みなが

らも，それを離れ，より制度的・普遍的な位置づけを持っている。それは利己的利益のために権利に拘泥したり，利他性の名のもとに義務の衣を着るあり方とは一線を画する内容を有する。しかし権利・義務の内側には，やはりこの内なる実態が見えることも事実である。

このように権利が捉えられるとき，マーシャルのいう前述の社会権，すなわちその社会的生活の諸側面が福祉国家状況の中で保護されるというそのあり方は，基本的に疑問符が付されることになる。「社会的権利は人々がお互いに負う義務に陰りをもたらしてしまう。 権利認定に視点を当てると，福祉国家は市民資格の破壊的な，所有本位の，また受動的な形態を創出したといえる」ということになる。

しかし，そうはいってもフィッツパトリックは，権利の義務的側面を重視するという一方的な議論を展開しようとするのではない。むしろマーシャル以上に権利について全体像を見据えることのできる理念型を探ろうとする。

彼は，「四つの市民資格の概念，その４つの理念型は４つの象限に対応している」という。①このタイプの理念型は権利の自由主義的優先性とニーズの平等主義的優先性に基づいている。要するに，個人は基本的ニーズ充足の権利を持っている，そして社会福祉システムが，なによりも，その目的の達成に叶うものとされる。②その特質はニーズの平等主義的優先性と義務の共同性優先順位である。③市民は彼らが受け取る権利に特徴（個性）を与える義務を有する。④この理念型は権利の自由主義的優先順位と権利認定の自由市場的優先順位に基づいている。下図は，上述内容の理解を助けてくれる。



さらに，フィッツパトリックは「もしこれらの理想的なタイプがどのように，またなぜ権利と義務が相互に関係を持つのかについて我々の理解を助けるとすれば，我々は先ず互酬性の問題を論じる必要がある」として，その互酬性と権利義務とを対比させる。互酬性には，1）片寄った互酬性がまずあり，そこでは権利と義務が相互関連しあう。しかし排他的にではないにせよ，相互のバランスがいずれか他の片方に偏る。次に，2）バランスのとれた互酬性が存在する。そこでは，所有資格が義務を与え，そして逆もまた同様の均衡を達成し，権利と義務とが均衡し合う。加えて，市民資格については，次のような事柄についての考察が必要であるとする。まず市民資格における抑圧について，および内包と除外について，特に後者ついて市民資格は政治的な共同体の中で帰属性

を確保し，さらに融合政策のサインとなる。また，我々は同一の市民資格を多様なそれと対比することができ，同一性と相違についての考察を必要とする。例えば，性的役割についての区分に基づく市民資格も考慮すべきである。[22]

前述のマーシャル的視点に立ち返りつつ，上記の内容と対照していくと，市民資格とは，公民権，政治権，社会権の各次元において，それぞれ権利と義務を有し，そこでは相互に利（メリット）を提供しあう互酬性が重視される。この市民資格即ちシティズンシップという用語は，従来（欧米流の社会を主に前提にしているが）国家において社会的共同性を形づくるキーコンセプトであった。そこにおいて考えられる公民権，政治権，社会権のそれぞれにおいて，我々は，その内実に立ち入っていくと利己主義と利他主義が組み合わされてあるさまざまなパターンをより具体的に認知していくことができる。それぞれには，前述のように折衷主義的な様相の下に主体的共同を形成していく道が用意されている。そうして，この従来型の国内的バランスポリシィ的共同が，次第に前述した議論に示された各様の即ち個人，家族，地方，国家，…大陸…といった世界のあらゆる構成単位が縦横に多種多様な共同性のネットワークのなかで多種多様なコミュニティを開発展開してゆき，その関係性の中でバランスを探るという方向をたどることになるのである。繰り返すが，国家は，いうまでもなく重要な構成単位である。しかし，相対的かつきわめて漸次にではあるが，その重要度は低下してきている。そうして，そこに生きる一市民のあり方，市民資格という市民（ないし生活者）の在り方がすべての個別単位相互のあり方の中で意味上の重要度を高め始める。それは新たな意思的共同性の次元を開いてゆく。市民資格は，利他・利己性を内在させた権利・義務としての主たる特性を保持するものの，この段階に至ると，D.V.ベルとR.ローガンがいうように「多くの可能な主体性，同一性を一体化させうるコミュニティ概念のひとつの局面である」というその実質的特性へと到ることになる。[23] そのような市民資格に関する認識を念頭に置きつつ，彼らの当該概念を現時点という時代性を持たせて次に問うことにする。

6　グローバリゼイションと市民資格（citizenship）

ベルとローガンは市民資格の次のような性格にも言及している。「市民資格という用語は，通常付随する権利や義務を伴う国家内の成員関係」であるが，「用語は，もし世界に国家よりもパワフルな世界政府を形づくるならば，世界国家の構成員に対する適切な表現となったことだろう」。市民資格は，現在において「公的かつ法的権利性や恩恵よりもむしろ意識や市民の義務に焦点を絞って」用いられており，またそれを世界的次元に適用すると，「世界市民資格というのは，多くの可能な主体性および共同性を一体化させることのできるコミュニティ概念の一つの局面」を表す用語として，前章末尾の引用を読み替えることが可能となる。彼らの市民資格の概念は，グローバリゼイション下の世界の情勢を踏まえている。そこには国家内の成員関係を越えて拡大せざるを得ない

客観情勢が念頭に置かれている。[24]

このようなグローバルな展開がなされている時代における市民資格について，G.デランティは，その著書において「グローバルな時代における市民資格の理論」という概念の整序を試みて，「市民が以前よりはるかに大きい地球的規模の影響，危険の範囲にさらされており，その意味で我々はグローバルな時代に生きている」という。さらに「我々はコスモポリタニズムとグローバリゼイションに遭遇している」。我々はまた「自治的な市民政治と分裂した無情な力の間の衝突」を考慮して生きなければならない。こうした市民資格の理解は，きわめて現今のものであり，従来の市民資格とは，（その１）で詳述したように「都市の共同体と公開討論に基づいて生じてきた本質的に自治的政治領域のそれである」。従って，意味内容の歴史的経緯を踏まえてそれを位置づけると，「市民のコスモポリタニズムをベースにする新しい分裂の時代の市民社会を維持する市民資格も自治の政治」という起点に存在した特性を保持するものとなる。

この段階でデランティの当該概念の説述に触れることにより，市民資格の分析的意味にもう一歩立ち入ることができる。彼は，市民資格は「権利，責任，参加と自己認識」という４つの構成内容を持つとする。市民資格というと権利義務が強調され，政治的社会的な権利や，徴兵，課税や基礎的教育のような義務，投票する義務のような法に基づく内容が重点的に強調された。それは主に個人と国家の間の法律上の関係であった。しかしながら，市民資格は，同じく政治的な共同体への参加や国家のアイデンティティに関連づけられる非公式な次元を持っていた。[25]

主としてグローバリゼイションの結果として，今日生じていることはこれらの構成内容が分離してきているという状況である。権利，責任，参加および自己認識は，市民資格の完全な分裂に伴って単一のモデルを構成することはない。

現在，市民資格に関する権利，責任，参加および自己認識という４つのコンポーネントのそれぞれをプロセスにおいて再構成することが必要となってきている。G.デランティは，次のような再定式化をそれぞれについて試みている。

①権利：同等の共同の権利，自然権及び文化的な権利についての新しい考え方が マーシャルの後継者らによる市民資格に関する進化モデルを変化させてきた。彼は，「市民社会が，経済の用語よりもむしろ文化的な用語で定義される」ようになったという状況に着目し，市民資格に関連する「経済的側面と文化的な側面は合流し，さらに文化的になることを強いられる」。その傾向は情報環境の高度化に伴い増大していく。この高度化―文化的側面の増大は，次第にグローバルな次元での権利を求める傾向を拡大していく。「こうした文化的な領域に関する市民資格の高度化は，今日人権についての新しい政治の在り方をも生じさせている」とするデランティは，新しい個性についての考え方の具体化による「自己」の価値の尊重，例えば子供たちの権利に関する事項などの拡大発展を例示している。

②責任について：市民資格の古典的なモデルはしばしば市民の義務あるいは責任を強調した。それ

は社会の良さをメンバーの義務で推し量る。 権利とともに，市民は社会に貢献する基本的な義務を担う。 これは権威への服従の保守思想から共同体への責任を果たすという都市における共和主義者の思想まで各種各様である。ハンス・ジョナス とカール・オットー・アペル は近代的な思想として未来志向のマクロ倫理学の必要を唱えた。 これは責任についての独立した概念から共同体あるいは共同責任までシフトする。 彼らは危険と責任のリンク，我々の時代の社会の意味論の鍵となる用語を確立した。危険に関して，危険からの安全性と持続可能性が途方もなく増大したという社会の認識が生じてくると，危険と責任の概念統括性が重視され，それが新しいマスターフレームとなってゆき権利の強調に取って代わられるようになってくる。危険とそれに対する責任は，いうまでもなく国家内で処理・対応可能なものでなく，世界的共同責任の思想を規定的に存立させる。[26]

③参加：近年の情報化社会の波は，ますます多くの人々に参加機会の可能性を提供するようになった。 これは現代の社会が行為主体に提供する国家を超えた活躍の場の提供を意味する。しかしこれは国家の主権の侵食を意味するものでもある。このことはグローバリゼイションと関連する事柄の中でも特筆すべきことである。けれども，多国間のコミュニケーションとの関わりの下で，このような参加の新しい市民資格が芽吹き拡大していく。情報化の進展によるグローバリゼイションが直接参加の政治の新しい機会を開くのである。現在の展開は，部分的に急進的な民主主義とグローバリゼイションの関係プロセスから生じ，国籍に還元できない国民参加の形式を容易にする。 今日の市民は国家の社会の枠組みと同じぐらいに世界社会とローカルな生活世界にも参加することができる。

④自己同一性（自己認識）

諸理論家の言に従うと，自己客観化の可能性が拡大しており，日常生活の耽美主義化のような，文化的経験の連鎖による自己の発見の機会が増大している。自己同一性が正当性を疑問視され，とりわけ多元的で本質的な内実が重要視されるようになる。市民資格に関連する問題に関していうと，これは文化的な諸集団の多元化という環境のなかで特に重要性を保持する。グローバリゼイション下の多元的状況に，この自己認識の許容力・受容力が適合していく。

結論的に，権利，責任，参加と自己認識の様相を見ていくと，我々は市民資格がどのように断片的になったかを知ることができる。 市民資格は国家と地理上の文化を反映する単一の枠組みではなくなった。その構成要素は，相互に分離されるようになった。 権利は国家の法律上の範囲を越えて拡張するようになった；責任は個人的な義務から個人と未来の世代に対する共同責任にまで移行・拡大した；参加はグローバリゼイションに関連づけられた全体共同体に重点を置いている；そして，自己同一性は多元化されるようになった。[27]

7　重層的に展開するコミュニティ

前章の議論を受けて，グローバリゼイション下の新たな市民資格について議論を展開する段階に達した。我々は，まずその展開の場について考察するために，現代における市民社会を捉える視点に言及する。グローバル化する現代市民社会に関する特に啓発的な定義をヴァクラフ・ハヴェル（Havel, Vaclav）の表現を借りて提示する。即ち市民社会は「国境，政治システム，同盟の無視，伝統的政治の高度なゲームの外に位置する。また何の表題も指定もない。それは力の行使者によって嘲笑される現象から真の政治的な力－人間の良心の表現となろうと努める。それは市民の国際コミュニティのような何ものかを求める」という。[28] まさに彼の定義はグローバル化を内包しその方向への歩みを辿る現代を睨んでいる。

彼の定義にいうような「国際コミュニティのような何ものかを求める」市民社会を展望するときに，個人から地球全体に到る共同性という結合性レベルの前述した各層の区分を再度取り上げることが必須となる。こうした考察をするときに，われわれはあの古典ともいえるR.M.マッキーバーによる「コミュニティ」論を思い起こさざるを得ない。

中久郎は，マッキーバー著「コミュニティ」の訳者付論においてマッキーバーのコミュニティの論点を「コミュニティの本質は，アソシエイションと異なり『共同関心の全体』である。」「人々の生活を全体として可能とする共同生活活動であり，したがって無限定的に拡張可能である」と的確かつ明瞭に集約している。マッキーバー自身のコミュニティ概念のエッセンスは，「共同関心を成立させる客観的機縁ないし基礎条件をなす類似関心の複合を強調し，その関心が特定の精神的，肉体的諸要求を前提とすることを認める。それ以上に共同の都市ないし場所が機縁として重視される。即ちコミュニティとは村とか町，あるいは地方や国，もっと広い範囲の共同生活のいずれかの領域を指す」と表現されており，この内包概念が中久郎によって分析的表現で提示されている。「共同関心の全体」は「もっと広い範囲」という広がりを持ち続け「無限定的に拡張可能」な可能性を保持する。このマッキーバーによるコミュニティ理解は，単なる地域共同体というような限定的コミュニティに留まることなく，われわれがここでグローバルな視点を貫徹しながら描こうと試みている個人から地球的な広がりへ到るコミュニティ，即ち重層的に展開するコミュニティないし人間の共同性レベルの重層的モデル化を当初から内包している。[29]

ところで，前述した人間の共同性レベルのモデル化たる10分類は，個人から地球的規模に到る広がりとして示されるが，それは前述されたように「０から10の累乗による数値10の単純変化によってモデル化できる。10のゼロ乗－個人，　10の一乗－－家族等，10の二乗－－近隣住民，10の三乗－－村落，10の四乗－－小規模な街，10の五乗－－小さな都市，10の六乗－－中規模の都市，10の七乗－－大都市・小国家等，10の８乗－－中規模国家，10の九乗－－大国・大陸・地域ブロック，

10の十乗――地球全体」（D.V.J.ベルおよびR.ローガン）という広がりを持つ。

この各レベルは，各様の結合性の態様を大まかに四分類したものであるが，この最後のレベルは，「10のゼロ乗　個人」から「10の十乗　地球全体」を世界市民資格という現時点の緩やかな共同性内に包含する。このような「世界市民資格ということについて強力な意味付けをすることは，極めて理想主義的である。しかしながら新しい情報技術が変容の為の新しい可能性を開きつつある。新しい技術やネットワーキングの巨大な力の相互性がコミュニティの新たな形態を創造しつつある」。(30)

このようにコミュニティは世界に重層的に存立ないし存立可能性をもっており，またその密度を高めてゆく。

そのようなコミュニティをコミュニティ論の福祉領域を類例としながら，周知となっている内容を借用し，その形成過程をより鮮明に表現していくならば，まずは，各社会集団に存在する生活問題の予防や除去という何らかのタスク（業務ないし仕事）の達成，周知のタスクゴール（task goal）がある。これに対し，このようなめざされる目標よりも，むしろその解決行為のプロセスのひとこま〳〵の内にこそ真の目標があるというあのプロセスゴール（process goal）の考え方がある。何らかの問題解決への歩みは，社会の諸問題に直面し，調査等で明確に把握し，各種の活動体を問題解決のために組織化し，計画化と解決実践さらには評価を実施していくというプロセスを辿っていくことになるが，そうしたプロセスの中に重要なゴールを見いだし得るという考え方である。

ゴールの内実理解をもう少し進めておくと，タスクゴールが，問題状況の除去ないし解決（予防的対応を含む）の達成をめざすのに対して，　プロセスゴールの方は，①住民，ボランティア，各種民間福祉団体等による問題解決行動への参加意欲向上や自発的参加・連帯感醸成，②生活者による問題への協働対応促進，③資源の認識・利用促進，また生活問題を媒介にした集団・団体への所属交流，④人権意識の向上，⑤疎外からの開放，⑥人格の向上・発展，⑦住民の情緒安定，⑧自己形成・自己実現，⑨問題解決能力の増強等々，以上を通じての住民の主体性増強が目的ということになる。このプロセスゴールといえる目標こそ，永続性を持って地域社会を強化し，諸社会の自立性とそれを通じての住民の主体性を向上させていく社会自体のエンパワメントの源となる。そこに成立していく主体的社会を近代的かつ意志的コミュニティないし特に福祉領域においては，福祉コミュニティということができる。

このようなゴールの中には，コミュニティ内の個々の構成員および構成集団の主体性の増強――個・共同の主体的なバランス形成のための施策・行為という意味合いが濃厚に見える。主体的相互性の中で，それぞれのコミュニティに見合った，その時々のバランスが探られていく。それはプロセスの中で形作られ，そのなかにおける主体間の利他性と利己性の調和点の絶えざる模索として現実化していくのである。

そのようなゴールへの道には，いくつかの行動基準があり，それが主体間のあり方を規定する。それはコミュニティワークの諸原則と同様の内容を基点とする。まず①ニーズ即応原則がある。次

に地域のそれぞれにニーズを抱える個人，機関，団体が主体となって問題対応していくことが求められ，専門職はそれを助力する。これは②主体性の原則と呼ぶことができる。さらに地域における援助を地域社会の資源を動員しつつ組織的に進めていくことを求める，これが③組織化の原則である。その援助は協働活動を促進する方向に従い前進を図っていく必要がある。ここに④協働活動の原則を確認できる。それは公私の役割分担と協働についての配慮をなすことを求める原則である。(31)

社会資源を充分活用すると共に，現在資源が存在しない場合には，それを開発することも原則論上の課題となる。⑤社会資源活用・開発原則といえるものがこれである。

次に，各次元別に重層的に展開するコミュニティの状況診断の枠組みとなるコミュニティの類型を取り上げておく。地域社会の類別については各種各様の類型がこれまで示されてきた。われわれは，岡村重夫による奥田道大等の議論を参考にした類型に従い，地域社会を，その共同の意思の度合いによって類別していく。そこにコミュニティ型からアノミー的社会型までを重層的に位置づけていくことができる。さらに社会的個の成熟度合いに応じ，その成熟が見られる市民社会型から伝統志向的様相を強く保持する伝統社会型を段階的に類別しておく。こうして図示①②③④の各領域（図１）を描き出すことが可能となる。①の領域においては意思的主体的行動，②の領域には伝統的客体的行動，③の領域には自利的客体的行動，④の領域には被支配的客体的行動を趨勢的に見出すことができる。いずれも地域分析の用具としての意味を持ち，地域社会における生活者・市民の行動類型を見るときに念頭におくと対応行動の判断が容易となる。(32)

こうした地域診断とそれに基づく対応行動のためには，「地域の人口構成，産業構造，歴史性等に関する詳細な情報収集を不可欠とする。同時並行的に，地域における諸団体，組織や集団の特性把握を伴いつつ，地域ニーズの把握に到る基礎的地域理解」が進められていく。

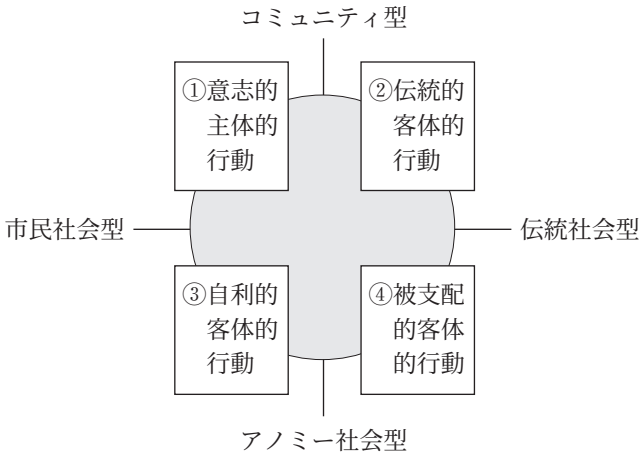


図　１　社会類型と市民行動類型

（図は岡村重雄「地域福祉論」光生館，1974年，75―85頁を参照し作図した。）

このように重層的に展開しているコミュニティ内で，その権利性を守り，責任を果たし，参加を促進し，また多元性を重んじる前述公民，政治，社会の諸権利性の各次元の在り方としてまた相互間の次元における市民資格が展開していく。それはコミュニティの重層性の各次元あるいは相互的次元で，より緻密に根を張っていく可能性の芽吹きとして把握することができる。こうした類型概要をその特性として示すことのできるコミュニティを，それぞれにコーディネイトしていく新たな次元のコミュニティコーディネイターが求められる現今の状況がある。それは市民資格の新たなかつ細やかな高次元化を求めていくときに必要不可欠な社会的役割を担う。

グローバリゼイション下のコミュニティは，本章の前段で述べられたような世界に通じる重層性を持つとともに，その個々においてまた相互間において，従来から福祉領域で展開してきたコミュニティワークやコミュニティ論が，そこにおけるコーディネイトないしコーディネイターの不可欠性ゆえに有効な理論的のみならず技術的役割を果たしていくことになる。そのコーディネイトという役割が，新たな市民資格としての世界市民資格にとっても重要な内容を付加することになる。

8　世界市民資格（world citizenship）――グローバリゼイション下のコミュニティの要

以下の記述に際し，その内容が，（その１）と同様の世界市民資格（world citizenship）に集約表現されるものであることを断っておかねばならない。（その２）においては，人間行動の現実形態とコミュニティの理念型とを対照させつつ，グローバリゼイション下で存立するコミュニティの要にあるものを探った。その議論も，市民資格を新たな次元に開放する「世界市民資格」への道を開く道程に収斂する。

「World Citizenship」の著者たちは「 我々は世界について我々自身を教育する意識的な努力をする必要がある。ますます相互依存関係を形成している世界と共に，世界の全てを理解する重要性が増大している。 安定した世界共同体は無知と誤解に直面して築かれることは在り得ない― 対立に導くのはしばしばただこの無知と誤解である。 反対に，人が彼，あるいは彼女が自身のそれに相対する国の文化と伝統について，広がりをもって理解するならば，それだけで彼らはその相違についていっそう寛大となる可能性が高い。もし我々が他にとっての価値を（真に）理解することができるなら，我々は世界をひとつの国として見，多様で異なった国々における人々の価値を我々の価値として歓迎するようになるかもしれない」と言う。この発言は，この（その２）における主要論題であったコミュニティのグローバリゼイション下の重層的展開にも適合し，そのための広義の教育が最重要課題として挙げられることになる。さらに我々は，（その１）においてこれに福祉観を付加し，市民相互の歩みの方向性をも確認した。特に，我々は，経済学者で倫理学者でもあるA.センの「潜在能力平等（equality of capabilities）」説を（その１）において福祉観の要として重視したのであるが，（その２）として人間の相互主体化とその相互性が創るコミュニティに視点をあてたこの小論に

おいても，福祉観の要としての「潜在能力説」重要視し，その議論と関わるいくつかの論点に触れておく。[33]

センの福祉理解は，功利主義に基づく効用という形とは全く異なる福祉の内実把握である。それは達成されたり，提供されたりする「量的な内容」ではなく，許容されてある多様な選択肢からニーズに即して選び，選択の方向への歩みのなかで何かを達成ないし実現していこうとする。そこにはその人の内なる能力を目覚めさせていく実践の積み重ね（福祉用語に言うempowerment），およびそれを保障する制度の設定が福祉であるという思想が底流にある。その能力覚醒，潜在能力の発揮の保障のための働きかけこそが，その人の個性的な「存在の基底」からの福祉の実現につながる。我々は，このセンによる「福祉基準」＝「潜在能力」仮説に大きく依拠しつつ，福祉論上の原則的な立場を別稿において考察した。そこには，人間における「潜在能力の平等」という思想が底流において存在している。それは「人すべての人権ないし存在価値の平等」という福祉価値論と同様に，人間社会の根底理念でもある。即ち，その「潜在能力の平等」という視座（価値態度）により緻密に思考を展開し，「人らしく生きる人間の福祉」という方向をたどる時に，いわゆる「福祉」の実践がはじまることになる。この道に立つことが，前述してきた現実主義的な折衷論の方向性に生命を吹き込むことになる。それは主体と主体の相互存立の要となる論点を堅固に内に位置づける。なぜならその道が，人の存在を物化することなく生命の価値がすべての人の内部に発して表現され，その人を，そしてその人と共にある人を主体として開花させていくからである。[34]

人はさまざまの枠付けのなかで育ち，それは，成長のプロセスで社会的といわれる方向性へと誘ってくれるものの，そこに在る自己は「本来の自己存在」とは程遠くなることが多い。また生活問題という重圧が加わってくると，その原因となる障害や高齢化等々のために人間は硬い殻の枠内に閉鎖的に位置付けられてしまうことが余りにも多い。生活問題を抱える人間存在をはじめとして全ての人間存在を，「本来の存在そのものの」中に帰還させる。そこにあるのはまさに「存在の明るみ」という「生」の場である。我々は，「潜在能力の平等」という視座を据え，その人の持てる可能性の発揮への働きかけを保障し，それを通じてその発揮そのものの保障へと近接しようとする。それは人としての生に内側からその人自身が関わっていく方向に沿った歩みへの，さまざまな形をとった共に生きる人々による制度的，集団的，個人的等の協働行動となる。そこに，人の存在が開花の糸口を得る真のエンパワメントが社会的に実体化していく。[35]

市民資格（citizenship）にいう「社会権」の基軸にはこうした福祉価値の存在が不可欠である。社会権を支える政策諸次元においても，また共助・自助の次元においても同様である。さらにはこの市民資格が既述してきたような多元的重層的なコミュニティの個別的且つ又相互的状況内に存立する。その全体状況としてのグローバリゼイション下という現状の推移を念頭に置くならば，世界市民資格（World Citizenship）という在り方への展開がもはや不可避といえる。その先駆けとして当該資格の目に見える内容を形づくる社会権領域に発し，権利，責任，参加，多元的自己認識を発展

させ，上述の潜在能力開発たる「エンパワー（empower）を可とする福祉基準」が基軸的位置を占めるという構図を我々は提示した。

世界市民資格を形成する役割を担う国際機関による発言内容（例えばOECD報告書；Caring World）においても，その基準となる価値が，提示政策の中に内在している。さらに国際的な展開を深化拡大しつつあるNGO，NPO諸団体内において，このような福祉基準の具体的形態を活動の諸次元に内在・確立させてゆくことが急務である。活動の試行錯誤の軸としての福祉基準は，活動，政策等の次元で全体を通じ特に有効である。世界的次元における「社会権」の実体化という歩みにとって，またこの「社会権」から「公民権や政治権」を加えた世界市民資格（World Citizenship）全体の開花へと歩む為にも，福祉的価値基準のもつ手がかりとしての意味は多大である。それは，利己主義，利他主義の混在のなかにもそれを超えた主体的人間同士，集団同士が相互主体化する方向性を形成しつつさまざまの文化状況を反映させながら諸層をなすコミュニティとその関係性のなかで結実していく。グローバリゼイション下のコミュニティの要にある「世界市民資格」の内容と，その歩みの可能性がこうしてその糸口を確実に開いていく。

注

⑴ Pinnker, Robert, The Idea of Welfare, 1979;星野政明・牛津信忠訳「社会福祉三つのモデル――社会福祉原理論の探求」，2003年，黎明書房，27－28ページ，29ページ，31－32ページ。

⑵ 同訳書34ページ。

⑶ Etzioni, Amitai, The Third Way to a Good Society, demos, 2000, P.12.

⑷ ibid.,pp.13-14.

⑸ ibid., pp.15-16.

⑹ 特にコミュニティの担う役割については，ibid., pp.17-18.

⑺ ibid., pp.19-20.

⑻ 牛津信忠『英国Social PolicyにおけるVoluntary Sectorの位置と役割』聖学院大学論叢第13号第２号，2001年。

⑼ Moustakas Clark, Individuality And Encounter, Doyle Publishing com.,1968;嶋田啓一郎・津矢子訳「個性と出会い」，ミネルヴァ書房，1970年。この注記の示す箇所のエロス性及びアガペ性に関する記述はこの書物に啓発されている。嶋田教授は，その解説にエロス的関係性についてについて，「それは他者を自我のうちに包摂し尽くすまで，自我の円周を隣人へ拡大し，その本質においては，他者を惜しみなく奪う自我中心的愛に他ならない」としている，我々は，本文中にも表現されているように，これを「対象化した相手」との「利用価値絶対視的関係性」として理解している。またアガペ性に基づく関係性，即ち宗教的愛を，「私は汝を愛する，汝は斯く存在するから」という無条件的愛と表現する嶋田教授の言う意味を内在させ，人間の根源的存在価値に根ざす関係性として捉えている。（同書218-219ページ）

⑽ 福祉的次元で常に課題となる人間の対象化からの離脱に関しては，「汝の主体性の存在ゆえに主体としての我もある。従って汝の主体化の道のための働きないし奉仕が我という存在の主体化（真実のあり方）を支えるのである。」さらに「出会いとは，《我―汝》という第二人称的関係の関係自体である。人は木や石，その他理念のような抽象的なものには，けっして出会うことはできない。これに対して，見るという在り方は，見る自己に対して，見られる対象を対立させるゆえに，『対象化』の作用を内に必

然的に含むものである。」（以上の「我」と「汝」に関する引用は，大木英夫「ブルンナー」日本基督教出版部，1962年，69－70ページ。）

⑾ 前掲，星野・牛津訳「社会福祉三つのモデル」40ページ。

⑿ 同書44ページ。

⒀ Adams, R., Dominelli, L.& Payne,M.（ed.）， Social Work, Macmillan press,1998, pp.,161-164. 牛津信忠『欧米社会福祉の歩み』内『英国の歩み』（保田井進他編「社会福祉の理論と実際　改訂版」中央法規出版，2001年）。高森敬久・高田真治・加納恵子・定藤丈弘「コミュニティ・ワーク」海声社，1989年，25－29ページ。

⒁ 前掲書「社会福祉三つのモデル」285－286ページ。

⒂ 同書　287－289ページ。

⒃ 同書　307－311ページ。

⒄ 牛津信忠『グローバリゼーション下におけるWorld Citizenshipの展開可能性――T.H.マーシャルの社会権を基軸にして』聖学院大学論叢第15巻第１号，2002年。

⒅ Rotblat, J.（ed.），World Citizenship, Macmillan, 1997, pp.6-7.

⒆ ibid., pp.6-9.

⒇ Marshall, T.H., Sociology at the Crossroads and other essays, Heinemann, 1963；岡田藤太郎・森定玲子共訳，「社会学・社会福祉額論集」相川書房，1998年，84ページ。

(21) Fitzpatrick, Tony, Welfare Theory, palgrave, 2001, pp.58-59.

(22) ibid., pp.65-72.（その１）においても強調されたように，このような市民資格に関する考慮とともに，近年においては，グローバルな市民資格が市民資格なるものの解明には欠かせない要素となっている。P74．pp74－75。

(23) op.cit.,World Citizenship, Bell, D.V.J. & Logan, R.,‘ Communication and Community: Promoting World Citizenship Through Electronic Communications ’, p.224,.

(24) ibid., p.209.

(25) Delanty, Gerard, Citizenship in a Global Age, Open University Press, 2000, p.1& p.6.

(26) ibid., pp.126-129.

(27) ibid., pp.130-132.

(28) op,cit., World Citizenship, Rapoport, A., 'The Dual Role of the Nation State', p.97.

(29) Maclver，R.M., Community, Macmillan, 1924, 中久郎・松本通晴監訳「コミュニティ」ミネルヴァ書房，1975年，483ページ，46ページ。

(30) op.cit., World Citizenship, 'Communication and Community', pp.224-225.

(31) 上掲，「コミュニティ・ワーク」海声社，1989年， 100－109ページ。福祉士養成講座編集委員会「社会福祉援助技術論Ⅱ」中央法規，2001年，108－112ページ。

(32) 岡村重夫「地域福祉論」光生館，1974年，71－85ページ参照。

(33) 牛津信忠『社会福祉の構造改革とコーディネーション　基本的潜在能力平等論からの歩みを提起する』聖学院大学論叢第12巻第１号，1999年。

(34) 牛津信忠『現代社会と社会福祉援助技術』（共著「社会福祉援助技術論＜理論編＞」，黎明書房，2003年，16－17ページ）

(35) 同書，17ページ。

参考文献

⑴ Pinnker, Robert, The Idea of Welfare, 1979;星野政明・牛津信忠共訳「社会福祉三つのモデル――社会福祉原理論の探求」，2003年，黎明書房。

⑵ Etzioni, Amitai, The Third Way to a Good Society, demos, 2000.

⑶ Jordan, B., Social and the Third Way, Though love as Social Policy, SAGE, 2000.

⑷ 牛津信忠『英国Social PolicyにおけるVoluntary Sectorの位置と役割』聖学院大学論叢第13号第２号，

2001年。
⑸ Moustakas Clark, Individuality And Encounter, Doyle Publishing com.,1968;嶋田啓一郎・津矢子訳,「個性と出会い」，ミネルヴァ，1970年。
⑹ 大木英夫「ブルンナー」日本基督教出版部，1962年。
⑺ Adams, R., Dominelli, L.& Payne,M.（ed.）, Social Work, Macmillan press,1998.
⑻ 牛津信忠『欧米社会福祉の歩み』内『英国の歩み』（保田井進他編「社会福祉の理論と実際 改訂版」中央法規出版，2001年）。
⑼ 高森敬久・高田真治・加納恵子・定藤丈弘「コミュニティ・ワーク」海声社，1989年。
⑽ 牛津信忠『グローバリゼーション下におけるWorld Citizenshipの展開可能性―― T.H.マーシャルの社会権を基軸にして』聖学院大学論叢第15巻第１号，2002年。
⑾ Rotblat, J.（ed.）, World Citizenship, Macmillan,1997.
⑿ Marshall, T.H., Sociology at the Crossroads and other essays, Heinemann, 1963；「社会学・社会福祉学論集」岡田藤太郎・森定玲子共訳，相川書房，1998年。
⒀ Fitzpatrick, Tony, Welfare Theory, palgrave, 2001.
⒁ Deacon, A., Perspectives on Welfare, Open university Press, 2002.
⒂ Edwards, R. & Glover, J.(ed.), Risk And Citizenship, Routledge, 2001.
⒃ Delanty, Gerard, Citizenship in a Global Age, Open University Press, 2000.
⒄ Maclver,R.M., Community, Macmillan, 1924; 中久郎・松本通晴監訳「コミュニティ」ミネルヴァ書房，1975年。
⒅ 福祉士養成講座編集委員会「社会福祉援助技術論Ⅱ」中央法規，2001年。
⒆ 岡村重夫「地域福祉論」光生館，1974年。
⒇ 牛津信忠『社会福祉の構造改革とコーディネーション――基本的潜在能力平等論からの歩みを提起する』聖学院大学論叢第12巻第１号，1999年。
(21) Sen, A., Commodities And Capabilities, Elsevier Science, 1985.
(22) Sen, A., Inequality reexamined, Harvard University Press, 1995.
(23) 牛津信忠『現代社会と社会福祉援助技術』（共著「社会福祉援助技術・理論編」）黎明書房，2003年。